基本財産の担保提供承認申請について

１　基本財産の担保提供承認申請の概要

（１）対象となる担保提供

① 施設建設、設備整備、不動産購入資金及び運転資金の借入れに当たって、金融機関等に対して基本財産である土地や建物を担保に提供する場合

② すでに担保として提供している物件の変更を行う場合

（２）対象とならない担保提供

独立行政法人福祉医療機又は独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して担保として提供する場合

２　申請の時期　担保提供予定日の１か月前まで

当該財産を担保に供するまでに所轄庁の承認を受ける必要があります。

財産を担保提供しようとする２か月以上前から前協議に入り、担保提供予定日の１か月前には、内容の整った申請書類を神戸市監査指導部に提出してください。

３　主な承認要件

（１）担保提供の目的の妥当性

借入金の目的が社会福祉事業に充てられること（公益事業や収益事業に必要な資金を得るために基本財産を担保に提供することは認められません。）

（２）担保提供の必要性

事業の目的遂行上、必要やむを得ないものと認められること。

（３）担保提供方法の妥当性

適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないこと。

（４）担保提供に係る意思決定の適法性

理事会及び評議員会の所定の議決を得ていること。

４　申請書類

申請書類は、文書番号１「申請書類目録」のとおりです。ただし事案によっては、神戸市から当目録に掲載していない資料を求めることがあります。

書類提出の際は、Eメール（データ提出）を活用してください。Eメールによる提出が難しい場合は、神戸市監査指導部と相談してください。

５　提出先

福祉局監査指導部（法人監査指導担当）

・電話番号：078-322-6241

・ファックス番号：078-322-5771

・メールアドレス：kansashidou@city.kobe.lg.jp

文書番号１

申請書類目録

社会福祉法人　○○○○会

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 文書番号 | 申請書類 | | | | |
| １ | 申請書類目録 | | | | |
| ２ | 基本財産担保提供承認申請書 | | | | |
| ３ | 理事会及び評議員会議事録及び議案資料（写）  ・議案資料については、担保提供に係るページのみを添付すること。  ・理事会を決議の省略により行った場合は、理事全員の同意書を添付すること。 | | | | |
| ４ | 評議員会議事録及び議案資料（写）  ・議案資料については、担保提供に係るページのみを添付すること。  ・評議員会を決議の省略により行った場合は、評議員全員の同意書を添付すること。 | | | | |
| ５ | 財産目録 | | | | |
|  | （事業計画及び資金収支計画に係る書類） | | | | |
| ６ |  | 事業計画書 | | | |
| ７ |  | 資金収支予算書（償還開始から終了年度まで）  拠点区分資金収支計算書（第一号第四様式）と同じ様式で作成すること。 | | | |
| ８ |  | 施設整備収支予算書　　参考様式（エクセル形式）を使用すること。 | | | |
|  | （償還計画に係る書類） | | | | |
| ９ |  | | 貸付内定書又は借入申込書若しくは金銭消費貸借契約証書（写） | | |
| １０ | 借入金の償還計画書　　参考様式（エクセル形式）を使用すること。 | | |
| １１ | 直近年度の資金収支計算書  （第一号第一様式、第一号第二様式及び第一号第三様式）  財源が法人の自己資金の場合 | | |
|  |  | | （借入金の償還財源が個人からの寄附又は贈与の場合） | | |
| １２－１ |  | | 贈与契約書（写） |
| １２－２ | 贈与者の身分証明書（注）及び印鑑証明書 |
| １２－３ | 贈与者の所得証明書又は納税証明書（写） |
| １２－４ | 預金残高証明書 |
|  | （借入金の償還財源が地方公共団体からの補助金等の場合） | | |
| １３ |  | | 補助等確約書又は補助等予定通知書（写） |
|  | （借入金の償還財源が団体からの寄附の場合） | | |
| １４－１ |  | | 贈与契約書（写） |
| １４－２ | 寄附団体の基本約款 |
| １４－３ | 法人登記簿謄本（写） |
| １４－４ | 社員総会等議事録及び議案資料（写） |
| １４－５ | 過去３年度分の決算書、寄附実績がわかる書類 |
| １４－６ | 預金残高証明書 |
|  | （借入金の償還財源が後援会からの寄附の場合） | | |
| １５－１ |  | | 贈与契約書（写） |
| １５－２ | 後援会の規約 |
| １５－３ | 会員名簿 |
| １５－４ | 総会議事録及び議案資料（写） |
| １５－５ | 過去３年度分の決算書、寄附実績がわかる書類 |
| １５－６ | 預金残高証明書 |
|  | （費用の使途に係る書類） | | | | |
| １６ |  | | 工事請負契約書又は見積書（写） | | |
| １７ | 設計監理契約書又は見積書（写） | | |
| １８ | 設備整備（初度調弁費）に係る契約書（写）又は一覧表  参考様式を使用すること。 | | |
|  | （担保に供する基本財産が不動産の場合） | | | | |
| １９ |  | | | 不動産登記簿謄本（直近に取得したもの） | |
| ２０ | 建設図面（配置図、平面図、立面図）  担保提供部分を着色すること。 | |
| ２１ | 付近見取図（所在図） | |

（注）「身分証明書」とは禁治産・準禁治産・後見及び破産に関する証明で、本籍地の市町村役場に対して、本人が郵送で請求することが可能です。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名、職名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

文書番号２

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基本財産担保提供承認申請書 | | | | |
| 申  請  者 | 主たる事務所の所在地 | | | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 |
| ふりがな  名称 | | | ○○ふくしかい  社会福祉法人　〇〇福祉会 |
| 理事長の氏名 | | | 〇〇　〇〇 |
| 申請年月日 | | | | 令和○○年○○月○○日 |
| 資金借入の理由 | |  | | |
| 借入金で行う事業の概要 | |  | | |
| 資金計画 | |  | | |
| 担保提供に係る借入金 | | 借入先 |  | |
| 借入金額 |  | |
| 借入期間 |  | |
| 借入利息 |  | |
| 償還方法 |  | |
| 償還計画 |  | |
| 担保物件 | |  | | |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

３　償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。

４　担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。

５　この申請書には、次の書類を添附すること。

(１) 定款に定める手続を経たことを証明する書類

(２) 財産目録

(３) 償還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写

６　この申請書の提出部数は、正本１通、副本１通とすること。

７　資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書（左横書きとし、用紙は日本産業規格Ａ列４番とする。)を作成すること。

基本財産の担保提供承認申請のチェックシート

このシートは提出の必要はありません。自己点検にご利用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担保物件 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | | 点検内容 | 適否 | 確認事項 |
| 1 | 申請書類目録 | 指定された申請書類がすべて揃っている。 |  | 目録記載の書類が揃っている。 |
| 2 | 基本財産担保提供承認申請書 | 記載漏れが無い。 |  | 見本の認可申請書の様式と同じである。 |
|  | 定款第4条の法人の所在地と同じ住所を記入している。 |
|  | 理事長の記名がある。 |
|  | 申請年月日の記入がある。 |
| 資金借入の理由は、事業の目的遂行上、必要やむを得ないものである。 |  | 必要性  【　　　　　　　　　　　　　】 |
| 借入金で行う事業の概要には、社会福祉事業のみが記載されている。 |  | 借入金は社会福祉事業のためのみに使用される。  社会福祉事業名  【　　　　　　　　　　　　】 |
| 借入先が福祉医療機構やその協調融資先ではない。 |  | 金融機関名  【　　　　　　　　　　　　】 |
| 担保物件は基本財産である。 |  | 担保物件は、財産目録及び定款に記載された基本財産である。 |
| 3 | 理事会議事録（写）  開催日  令和【　　】年  【　　】月  【　　】日 | 担保提供に係る議決が成立している。  第【　　】号議案 |  | 定款の定足数を満たしている。  【　　】人中【　　】人 |
|  | 定款で定める数以上の議決がある。【　　】人中【　　】人賛成 |
|  | 決議の省略により理事会が行われた場合は、理事全員の同意書を添付している。 |
| 議事録が有効である。 |  | 定款で定める議事録署名人が署名している。 |
| 4 | 評議員会議事録（写）  開催日  令和【　　】年  【　　】月  【　　】日 | 担保提供に係る議決が成立している。  第【　　】号議案 |  | 定款の定足数を満たしている。  【　　】人中【　　】人 |
|  | 定款で定める数以上の議決がある。  【　　】人中【　　】人賛成 |
|  |  | 決議の省略により評議員会が行われた場合は、評議員是認の同意書を添付している。 |
| 議事録が有効である。 |  | 定款で定める議事録署名人が署名している。 |
| 5 | 財産目録 | 直近の財産目録である。 |  | 令和【　　】年度決算 |
| 基本財産以外に担保に供しうる財産が無い。 |  | 基本財産以外のその他財産等に、担保に供しうる財産が無い。 |
| 【事業計画及び資金収支計画に係る書類】 | | | | |
| 6 | 事業計画書 | 事業計画が妥当である。 |  | 借入金は社会福祉事業のためのみに使用される。 |
| 7 | 拠点区分資金収支予算書（償還開始から終了年度まで） | 当期資金収支差額合計に余裕がある範囲で償還が可能である。 |  | 収入と支出（今回の借入金の償還額を除く）は資金収支計算書の過去の実績と整合するなど妥当な見積もりである。 |
|  | 借入金の毎年の償還後の当期資金収支差額合計は、運転資金（年間事業活動支出の３か月分）を控除しても黒字である。 |
| 【償還計画に係る書類】 | | | | |
| 8 | 施設整備収支予算書 | 施設整備の歳入歳出に計上漏れが無い。 |  | 歳入歳出が各根拠資料の金額と一致する。 |
| 9 | 貸付内定書又は借入申込書若しくは金銭消費貸借契約証書 | 借入額がすべて社会福祉事業に利用される。 |  | 借入金はすべて施設整備等の費用に充当されている。 |
| 10 | 借入金の償還計画書 | 償還計画が借入額、設備整備収支予算と整合している。 |  | 貸付内定額と償還計画額が一致する。 |
| 償還額が資金収支予算書と一致する。 |  | 償還額が資金収支予算書と一致する。 |
| 11 | 直近年度の資金収支計算書 | 資金収支予算書は実績と整合する。 |  | 資金収支予算が過去の資金収支計算書の実績と整合する。 |
| 【借入金の償還財源が個人からの寄附の場合】 | | | | |
| 12 | 贈与契約書（写） | 借入金の償還財源の贈与契約が成立している。 |  | 契約者名、契約日付、贈与金額等が明記されている。 |
| 12 | 贈与者（個人）の身分証明書 |  | 贈与者は行為能力を有している。 |
| 12 | 贈与者（個人）の印鑑登録証明書 |  | 贈与契約書の印影と一致する。 |
| 12 | 贈与者の所得証明書又は納税証明書 | 借入金の償還財源の贈与契約の履行が確実である。 |  | 贈与者の年間所得から年間の寄附金額を控除した後の所得額が、社会通念上贈与者の生活を維持できると認められる額を上回っている。 |
| 12 | 預金残高証明書 |  | 贈与を行える十分な資金的余裕がある。 |
| 13 | 補助等確約書又は補助等予定通知書（写） | 国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込める。 |  | 補助金だけでは十分な償還財源が得られる。 |
| 【借入金の償還財源が団体からの寄附の場合】 | | | | |
| 14 | 贈与契約書（写） | 借入金の償還財源の贈与契約が成立している。 |  | 契約者名、契約日付、贈与金額等が明記されている。 |
| 14 | 団体の基本約款 | 借入金の償還財源の贈与契約の履行の保証がある。 |  | 法人の実在を証明できる。 |
| 14 | 法人登記簿謄本（写） |  |
| 14 | 社員総会等議事録及び議案資料（写） |  | 贈与契約が承認されている。 |
| 14 | 過去３年度分の決算書、寄附実績のわかる書類 |  | 償還財源を贈与できる資金の余裕がある。 |
| 14 | 預金残高証明書 |  |
| 【借入金の償還財源が後援会からの寄附の場合】 | | | | |
| 15 | 贈与契約書（写） | 借入金の償還財源の贈与契約が成立している。 |  | 契約者名、契約日付、贈与金額等が明記されている。 |
| 15 | 後援会の規約 | 借入金の償還財源の贈与契約の履行の保証がある。 |  | 社団としての実態が確認できる。 |
| 15 | 会員名簿 |  |
| 15 | 総会等議事録及び議案資料（写） |  | 贈与契約が承認されている。 |
| 15 | 過去３年度分の決算書、寄附実績のわかる書類 |  | 償還財源を贈与できる資金の余裕がある。 |
| 15 | 預金残高証明書 |  |
| 【費用の使途に係る書類】 | | | | |
| 16 | 工事契約書又は見積書（写） | 借入金の目的が社会福祉事業に充てられるものである。 |  | 施設整備収支予算と見積額又は契約額が同じである。 |
| 17 | 設計監理契約書又は見積書（写） |  |
| 18 | 設備整備（初度調弁費）に係る契約書又は一覧表 |  |
| 【担保に供する基本財産が不動産の場合】 | | | | |
| 19 | 不動産登記簿謄本 | 不動産所有権を適切に備えている。 |  | 甲区に所有者又は地上権者名義がある。 |
| 20 | 建設図面（配置図、平面図、立面図） | 不動産が実在する。 |  | 担保物件が確認できる。 |
| 21 | 付近見取図（所在図） | 事業計画に沿った建物が建設予定である。 |  |

（注１）局長通知「社会福祉法人の認可について」の中の「社会福祉法人審査基準」をいう。

**（根拠規定）**

**社会福祉法人の認可について：局長通知**

**別紙１　社会福祉法人審査基準**

第２ 法人の資産

２ 資産の区分

（１）基本財産

ア　基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

第５ その他

（１）基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。

（２）定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

**別紙２　社会福祉法人定款例**

（基本財産の処分）

第29条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

**社会福祉法人の認可について：課長通知**

**社会福祉法人審査要領**

第２ 法人の資産

（１）法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。

ア　書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。

イ　寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。

（２）独立行政法人福祉医療機構等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も（１）と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。

第４ 担保提供の承認

（１）「担保提供の目的の妥当性」とは、法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはならず、借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであること。

（２）「担保提供の必要性」とは、国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由により、基本財産の担保提供を行う以外に適当な資金調達の手段がないこと。

（３）「担保提供方法の妥当性」とは、当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められること。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであること。

（４）「担保提供に係る意思決定の適法性」とは、定款所定の手続を経ていること。